

北の自然

第
42
号

1989年11月15日



十勝川源流

○知床シンポ特集

○「日高自然セミナー」報告

「日本の森と生活を考える全国シンポジウム」

知床シンポジウム報告

開催概要

●一日目(8・11) エクスカーション ①森林の山岳③海岸の三コース/知床の夕べ・北大苫小牧演習林長・石城謙吉氏の講演(森への想い)
●二日目(8・12) 基調報告 道自然保護協会常務理事・中野徹三氏「国民との協同こそ問題解決の道」記念講演、大阪市大商学部教授・宮本憲一氏「日本の地域開発と自然保全」特別報告、知床自然保護協会会長・石井政之氏「知床国立公園内国有林伐採問題の取り組みと今後の課題について」/全国報告①フナ林を守る、八幡平の葛根田・原生林を守る会事務局長・白藤力氏②リゾート開発と自然保護運動、長野県自然保護連盟理事長・和田蔵次氏③守れるか保安林、富良野の自然保護を守る会代表、二井田高敏氏
●三日目(8・13) 特別講演、林野庁経営企画課長・高橋勲氏「新たな国民のための森づくりについて」/シンポジウム「森林のあり方と自然保護」基調報告、寺島一男、大曾と石狩の自然を守る会副代表/バネリスト寺島一男氏、和田蔵次氏、工藤父母道氏(日本自然保護協会参事)、今村朋信氏(道自然保護協会) 浩三氏(道自然保護協会副会長・えぞ山岳会OB会長) 佐長、司会中野徹三氏/テーマ別討論①フナ・原生林問題と森林行政②リゾート開発問題と住民運動③アイヌ文化と自然保護④都市近郊林と自然保護/知床宣言採決

八月十一日より十三日までの三日にわたって行われた「日本の森と生活を考える全国シンポジウム」は、二三八名の参加を得て、幕を降ろしました。遠く九州から参加して下さった夫婦、体で自然を感じとろうと部員一三名を引きつけて来てくれた学生の方、そしてめったに顔を合わすことのない、道内各地で自然保護活動に力を入れている方々など、本場に沢山の人が集まることが出来、感謝しています。ありがとうございました。

このシンポジウムでの宮本憲一氏、高橋勲氏の講演、知床からの特別報告、四つの全国報告、そして各分科会の模様はビデオ・テープに収められています。現在、報告集の作成に向け作業を進めています。報告集・ビデオ編集とも興味のある方は事務局までお知らせ下さい。一緒に作品づくりを行いたいと思います。

では、遅くなりましたが、シンポの報告をいたします。なお、以後の記事は「朝日新聞」8月24日朝刊の紙面に掲載したものの再録です。

(事務局)

受付風景

多くの方のご参加を得て大いそがしでした



11日夜アトラクションでの一コマ

合唱「知床の森」歌うは
うたごえサークル「春の森」のみなさんです



○特別講演「新たな国民のための森づくり」



林野庁経営企画課
高橋 勲課長

シンポに参加する機会に、せっかくの北海道、先日、先々日、バイロット・フォレスト(標茶町、厚岸町)を訪ね

羅臼岳に登った。羅臼岳のお花畑は見事だった。このまま手つかずで残さず置きたい反面、そのすばらしい自然を多くの人に楽しんでもらいたい、とも思った。バイロット・フォレストは開拓、山火事で荒廃した約一万畝の原野に昭和三十三年から十年かけてカラマツを植林した地。ネズミ被害など、様々な苦難にあいながら、今、カラマツは見事に成長を続けている。

なぜ、羅臼岳とバイロット・フォレストの話をしたかというところから日本の森林をどうあつかってゆかかを考える時、羅臼岳も重要だし、バイロット・フォレストも大切、という複雑な要因がある

ことを知ってほしかったから。林業か自然保護かで議論を呼んだ知床国立公園内の国有林は昨年十二月の「林業と自然保護に関する検討委員会」の提言をうけ、「知床横断道周辺以东の半島部」は原生的自然を残す「森林生態系保護地域」に設定、今後の推移を見守っていただきたい。

ところで、知床伐採問題などでは林業と自然保護が「一切機関として「林業と自然保護に関する検討委員会」を設置。昨年十二月に提言を得た。私はその検討委員会に事務方として関わったわけだが、検討委では、まず、「最近の森林への期待、要請は、木材生産の場だけでなく、文化、教育的側面からの欲求も高まっている」という共通認識に立

た。しかし、日本の年間木材需要は一億立方メートルあり、昭和四十年代の後半、人工林化を見直す機運が生まれ、国有林は昭和四十八年「新しい森林施策」、昭和六十一年には民有林も含めて「森林整備

乱伐の跡地にも幸い、植林が行われ、現在、一千万畝の人工林がある。ただ、まだ生育途上であり、安い外材が木材価格を支配し、現状の日本の林業は極めて厳しい競争条件にある。

昭和四十年代の後半、人工林化を見直す機運が生まれ、国有林は昭和四十八年「新しい森林施策」、昭和六十一年には民有林も含めて「森林整備

観点はない、という指摘があり、それでは、自然保護とはいったいどういうことか、と議論が進展していった。

検討委報告にも書いてあるが、基本的には森林の持続可能な発展を目指し、木材利用をしてゆくが、そこに、新たに、人為を加えないエリアの設定も必要だろう、ということになった。諸外国の事例なども検討したが、国土がせまい、降水量が多いなど日本の風土にあわせた森林の取り扱いをすべきであるという意見が大勢を占めた。

検討委の結論は原生的自然を残そう、公益的機能が発揮できる森林施策を——というものであった。昨年十二月に検討委の提言を受け、林野庁は提言通り、全国十二地域に伐採対象とはしない「森林生態系保護地域」を設定。大正四年以来続いていた保護林制度に手を入れた。保護林制度の拡充、整備がねらいで、①森林生態系保護地域②森林生物遺産資源保護林③森林林木遺産資源保護林④植物群落保護林⑤特定動物生息地保護林⑥特定地域等保護林の郷土の森の七つに分けた。

公益的機能重視

森林は国民共有の財産

「か「切るな」だけで論じられたらいいがある。ただ、森林に対する国民の期待は木材生産だけではなく自然保護を、という世論も多く、知床だけでなく東北のブナ林などでも伐採に対する議論がわきおこった。そこで、学識経験者などから広く意見をいた

て林業と自然保護についてを考えてみよう、と六十二年十月に林野庁長官の私的諮問

その約七割を輸入。木材輸入の諸外国から「自国の木材を温存、外国の木を切っている」という指摘もあるところから、木材生産の枠の確保も絶対必要という認識も得た。

国内の森林の状況をふりかえてみると、戦中、戦後、高度成長期に過伐、乱伐、森林の成長量を超える伐採がされた。ハゲ山になり、洪水が各地で起きた。しかし、過伐

林を自然のまま残す」という

方針の転換」ということで人工林を新しくつくるのはその限度ではないか、今ある人工林は適正管理し、天然林はなるべく残しながら施策を進める、という方向に転換した。天然林施策、複層林施策、広葉樹植林にも取り組むことになった。

検討委でもこの点は評価されたが、新方針の中にも「森林を自然のまま残す」という

検討委でもこの点は評価されたが、新方針の中にも「森林を自然のまま残す」という

森林生態系保護地域についてはまずは十二地域の営林局が人選して「設定委員会」を組織、地域の線引き、原生的自然の中心部分となるコア(核)ゾーン、緩衝帯となるバッファゾーンのゾーニングに取り組んでいる。

生態系保護地域は十二地域だけなのか、とよく聞かれるが、まずは検討委が「早急に手を打つ必要性あり」とした十二地域について、設定委員会を設けたのであり、その他の地域についても林野庁が生態系保護地域にすべきと判断した場合は今年度、来年度以降も設定してゆく。

今後、国有林は①自然維持②空間利用③木材生産の三つの観点から施策のあり方を考え、①環境②文化③産業——資源としての森林を、それぞれの観点から調整をはかりながら国民共有の財産としてとりあつかってゆく。国民共有の財産を「よりよくする」という基本姿勢で。

赤字問題については要員削減や組織改正で自ら、経営改善を進めていくので、自然保護の皆様のご支援ご協力をよろしくお願ひしたい。

「森林のあり方と自然保護」

司会 森林のあり方と自然保護について、まず寺島さんから基調報告をしていただき、討論を進めていきたいと思います。

寺島 なせ今、森林問題が議論されなければならない



寺島氏

況にある。日本の森林を考える時、そこに国有林野会計の大赤字問題があり、リゾート法の問題がある。リゾート法



れた背景には斜里町の住民の、森に対する思いがあり、その思いが知床の森を救った、ともいえるだろう。

和田 木曾谷の国有林はヒノキの美林が広がっていたところだが、伐採が続き、この

えらのはなく、世界の森にも目をむけ、木を使わない生活なども考えてゆくべきではないか。

俄 日本には今、二十八の



今村氏

計画がきまり、木が切られてゆく。住民との話し合いの中から実施計画が生み出されてゆくようになればトラブルは起きないだろう。

今村 私は、国有林は日本で最後に残された自然だと思っている。山に登って思うことは、人間は他の多くの生きものと同じように自然に、森によって生かされている、ということ。だから、これからも生きたい、と思う生物の一員として、人間も森林を大切にしなければいけない。林野会計は独立採算ではなく、国土を自衛する森林自衛隊として、一般会計で支えるべきだと思う。人間は自然によって生かされているという思いを持ち、おごることなく自然と共存してゆくために、日本の森のことだけを考

得られるような森林管理のあり方、開発規制が強く望まれる。そういう意味で、林野庁が打ち出した森林生態系保護の中味について、国民がもっと関心を持つことが必要だ



俄氏

る。

司会 工藤さんから、今後は一人ひとりの文明観が問われる、といういいお話がありました。この辺で会場からのご意見も

会場から 工藤さんや今村さんが、今後、どういう文明観、自然観を持つか、が大切だと言われましたが、具体的にはそのためにどんなことをしてゆけばよいのか、また、自然保護団体としてどのようなことをなさっているのか教えてください。

工藤 たとえばクジラの問題がありますが、日本は資源論でクジラを論じているが、欧米は資源論を放棄して、自然倫理観—人間も自然界の一

の使いすてをやめる、とか、具体的にやれることはあります。

司会 文明観、自然観を問うことは大切なこと。道自然保護協会でも会誌で特集してみたい。さて、リゾート法や新たな森林管理の法整備の話なども出ましたが、これからの自然保護運動のあり方について問題提起していただければと思います。

工藤 知床国有林伐採反対運動が提起したのは「森林をどう取り扱うか」と同時に、「国立公園のあり方」だった。日本の国立公園の利用のあり方について、今後議論を深めるべきだと思う。

和田 私は、自然保護運動の全国的なネットワーク化が大切だということを指摘したい。それと、森とともに水の問題も大切。水問題、森林問題が連携して総合的に検証できる組織のネットワーク化を提言したい。

今村 北大苫小牧演習林の森の中を流れる水はきれいで感動した。いい森はいい水をつくってくれる。かたや、札幌の白旗山ではスキー競技のために木が伐られていく。今後は選挙の時、自然を理解する議員を推してゆくような活

か。それは、森林が私たちの命にかかわる問題だからだ。今、森林をめぐり、世界的な森林の減少、さらに酸性雨問題など、地球の森は危機的状況

出席者

(敬称略・順序不同)

●司会

道自然保護協会
常務理事

中野 徹三

●パネリスト

大雪と石狩の自然を守る会 副代表

寺島 一男

長野県自然保護連盟 理事

和田 蔵次

日本自然保護協会 参事

工藤 父母道

道自然保護協会
(えぞ山岳会OB会長)

今村 朋信

道自然保護協会
副会長

俵 浩三

は開発する側に非常な便宜をはかる法で、森林を危うくする危険性がただ。自然を守る法として自然公園法、自然環境保全法があるが、保護とともに利用もつたっており、この二つの法だけで、森林を守ることは十分でない。新しい法の整備も必要であろう。

司会 国有林をめぐる諸問題から森林を考えてゆきたいと思ひます。

工藤 私は国有林問題というより、自然保護のあり方について考えを述べてみたい。自然保護に対しては、三、四十年前とは比べものにならないほど理解は得られている。しかし、保護、愛護、など大きなブレがある。今大切なのは、我々が今後、どういう文明観を持って生きてゆくのか、それを自然保護運動の中から見つけ出してゆくことだろう。

寺島さんの言われた法の整備ももちろん必要だが、法や行政に頼りつ放しでは自然保護は進まない。大事なものはそこに住んでいる人の自然観であり動物観だと思ふ。知床国有林が結局、伐採凍結を勝ち取

ままではあと五十年で天然ヒノキはなくなると言われている。木質谷を通して国有林を考えてみると、まず言えるのは国有林は財政破綻だけではなく合理化による人員削減で

リゾート法で森林危機 今こそ問われる文明観 森づくりは住民参加で 国有林こそ一般会計で 国立公園施策見直しを

寺島

工藤

和田

今村

俵

国立公園がある。しかし、外員、しかし強大な力を持つて国からみると、日本の自然公園は五つしかない。国際自然保護連合(IUCN)が認定している日本の自然公園は西表、陸中海岸、小笠原など五

地域社会を崩壊させている。それともうひとつ、国有林経営に住民参加を、と提言したい。営林局の施策計画に対し



和田氏

て地元自治体はあらかじめ計画案を知れるが、一般住民にしてみれば全く密室の中で

力所だけで、知床も大雪も認められていない。大面積の山岳国立公園がなぜIUCNに自然公園として認められていないか。私の解釈では、森林管理のあり方が認められない要因になっている、と思う。



工藤氏

IUCNの自然公園の定義のひとつに「開発は認めない」という項目がある。残念ながら日本の国立公園では森林の伐採も行われているし、リゾート開発の対象にもなっている。今後は国際的にも評価が

日本は以前は欧米より豊かな自然倫理を持ちながら現在には物質文明、経済至上主義で突き進んでいる。そういう意

味で、新たな文明観を持たねば、という話をしたのです。今村 たえば、割りバシ



中野氏

動も必要なのではないか。 IUCNが自然公園として認めていない二十三の国立公園は「観光レクリエーションが先行、自然と人が入り交じったところ」と規定されてしまっている。リゾート法にもつく開発が国立公園内に進めば、日本からは国際的に評価される自然公園はなくなってしまうだろう。開発優先でない国立公園施策の推進を国に求めてゆくべきだ。

司会 林野庁は森林生態系保護地域の設定など緑の保全に乗り出しているが、リゾート法にもつく、開発計画は道内でも目白押し。緑は依然として危機に瀕している。森林を守る法体系の整備、国民との合意、協力による国有林経営の抜本的改革などを国に強く求め、自然保護運動のあり方、進むべき方向なども今後、全国の団体の組織化、ネットワーク化の中で議論を深め、命の源である森林の保護を進めていこう。



大阪市立大
宮本憲一教授

「開発か環境保全か」とい
う命題は、とりわけ過疎地域

「日本の地域開発と自然保全」

○記念講演

で論じられてきた。それは、人間が自然か、とも言い換えられるが、その命題の立てかたは間違いで、人間も自然も、である、私は思う。であるとするれば「環境保全の枠組みの中で発展する経済の論理」を確立しなければならぬ。現在の日本は経済や文化の諸機能が東京に過度に集積し、多くの弊害を出している。中曽根民活路線が経済の東京への集中化を促進させた。情報発信量も大阪を二〇〇とすると東京は八五〇、沖縄はわずかに四である。東京集中のウラには過疎化の再加速があり、このままでは現在五百万人にまで減った山村人口は二十一世紀には三百万人まで減るだろう。

都市に自然がなくなり、地方のリゾート開発が進み、自然が破壊される。政府も東京一極集中の弊害を認めざるを得ず、多局分散国土形成を目的とした地域開発を計画している。しかし、この四全総を中心とする国土開発はテクノポリス、リゾート基地という大規模な国家プロジェクトを地方に配置する典型的な「外来型開発」になっている。とりわけ危険なのは総合保養地域整備法（リゾート法）だ。この法律は、これまで自然公園法などで、開発の

できなかつた森、または農地などの利用を認め、海岸や山岳地帯、森林の開発を促進させようとしている。しかも進出するデベロッパーには種々の恩恵を与えている。地域開発を自ら構想して、内発的發展を進める意欲がなく、大企業や政府の開発に地域の運命をあすけたいと考えている地域は、この法の指定を受けようとして一斉に運動をしている。私の見るところでは国家的リゾートは二つか

への反対が自然保護の原点ともいえるのではない。リゾート法にもつく開発に代表されるような誤った「外来型開発」に位置されるのが、地域の自然・町並など景観を保全し、地元の経済や文化を土台に地域の福祉や人材の確立を求める「内発的發展」である。私の提唱するこの内発的發展は外来の資本や技術を全く拒否するものではない。地域の企業、労組、協同組合の組織、個人、自治体

みよう。まず第一は地域開発が大企業や政府の事業としてではなく、地元の技術・産業・文化を土台にして、地域内の市場を主な対象として地域住民が学習し、計画し、経営するものであること。第二は環境保全の枠の中で開発を考え、自然の保全や美しい街並みをつくるというアムニティを中心の目的とし、何よりも地元住民の人權の確立を求める総目的をもって

失われゆく自然

開発は環境保全の枠内で

価値の多くが地元へ落ちていく。大分県はこの湯布院町や大山町などの成功をみて、「一村一品運動」を始め、北海道庁も、後を追っているが、全国市場めあての一村一品はまちがいで、内発的發展の本家本元は「一村多品」である。なぜなら、「一村一品」に特化した村は競争相手が多数でてきて売れなくなり、村全体が危機に陥いつつしまう。補助事業や県主導型の「特産品」づくりは戦前からの農村政策のくり返しにすぎない。そして第四は住民参加の制度をつくり、自治体が住民の意志を体して、その計画にのるような資本や土地利用を規制し得る自治権を持つことだ。柳川市の掘割再生運動は、住民の奉仕で環境を改善し、それが地域経済の発展になった典型的な例だろう。住民運動は基本的には人と人とのわずらわしいつきあひから始まる。これからの地域開発は人々が自分たちの街や自然に対して、住民同士わずらわしいつきあひを始めてゆくことではないか。

新しい地域開発の原則を北海道でもつくってほしい。そして、新しい内発的發展に向かつて特に若い人たちが努力されることを期待したい。

知床宣言

知床全国シンポジウムに参加した私たち二三八名は、三日間の討論の終りにあたり、知床から、次のことを日本と世界のひとびとに呼びかけます。



一、私たちは、原生的な天然林を人手を加えず保存するという「森林生態系保護地域」の思想を林野庁が採用されたことを、歓迎いたします。これは、知床の自然それ自身の願いでもありました。しかし、この地域は、提案された十二カ所に決して限定されることなく、必要なすべての地域が今後確実に指定されること、また設定委員会には自然保護団体の代表を加え、住民に開かれた民主的審議を尽くすことを、私たちは強く要請いたします。

一、国有林野の独立採算制にもとづく「財政危機」は林野に働くひとびとを急激に減らし、国有財産の売り払いやリゾートへの開放など、林野の荒廃を招く元凶です。日本の森の最良の部分である国有林の保全是、私たち人間とすべての生きとし生けるものの生命の源であり、この環境保全の費用は、国の一般会計によって完全に保障されねばなりません。

一、巨大観光企業にだけ便宜と特典を与えるリゾート法と、それによる無軌道な開発ブームは、日本の最大の脅威となりました。美しい自然を次代に残すため、この法律の抜本的改訂を、私たちはここに要求いたします。また、都市とその近郊の残された森を守り、再生させるため、市民は手をつなぎましょう。

一、今、政治を人間らしく転換させようとする大きな力が、日本と世界に広がっておりつつあります。これまでの発想、これまでの古い文明観を変え、あわせて二一世紀の日本にふさわしい、新しい総合的な森林法を制定させましょう。

一、日本の森の危機は、世界の森の危機の一部です。世界中のひとびととともに森を守る新しい連帯の輪を創造しましょう。

一九八九年 八月十三日

日本の森と生活を考える全国シンポジウム

特別報告

知床

知床国立公園内国有林伐採問題の取り組みと今後の課題について
知床自然保護協会
石井政之会長

林野庁の第五次網走地域施業計画(一九八六—一九八五年)で知床国有林の伐採計画が打ち出された。知床自然保護協会は計画案段階から計画の白紙撤回を求め、道自然保護連合、道自然保護協会とともに反対運動を展開した。知床一〇〇平方キロメートルを伐採対象とした全国十二の「伐採反対」の大きなうねりの中で、林野庁は伐採を強行した

が、その直後の斜里町長選では反対運動の先頭に立ってきた来島・前知床自然保護協会長が、伐採容認の現職町長を破って当選した。町民ははつきりとした「伐採反対」の意思表示をした。林野庁はその後一森林生態系保護地域として知床を含む全国十二地域を伐採対象とせず保全することを決め、知床にも静寂が戻ったが、十二地域を含め、これに準じるかけがえのない森を永く後世に残すため、生態系保護地域の厳正な適用を見守ってゆきたい。

岩手

フナ林を守る
八幡平の高根田(かっこんだ)フナ原生林を守る会
白藤力事務局長

岩手県磐石町にある高根田川源流域のフナ林は十和田八幡平国立公園の中心部に位置し、全国でも有数の大面積のフナ林だ。林野庁は一九八六年からフナ林の中核部分千十十を十年間で伐採する計画をたて百六拾を切った。守る会を中心に計画の見直しを求め、翌八七年十月、青林管林局は伐採凍結宣言を発表、林野庁はこの地域を森林生態系保護地域とし現在に至っている。高根田の運動は岩手県では画期的なものとなった。フナ林をめぐる保全運動は東北各地で一層激しく展開されつつある。それはフナ林の伐採が東北各地の郷土の誇りを傷つけているからである。今後も開発の手からフナ林を守る活動を続けたい。

室蘭

守れるか保安林
室蘭岳の自然を守る会
二井田高敏代表

標高九一二メートルの通称室蘭岳(鶯別岳)は室蘭市の近郊にあり、まとまった規模の森林を残す自然として四季を通じて市民に親しまれ、自然林の大部分は水源かん養保安林に指定され市民の貴重な生活用水の源として保護されてきた。しかし、一九八七年にスキー場計画が発表され、昨年九月には市民との話し合い途中であるにもかかわらず、民有地部分の伐採が強行された。守る会では①環境調査はわずか五十日で公開もされていない②今後の拡張工事で伐採が予定されている保安林(国有林)の視点から反対運動を展開している。地球規模の自然破壊も、まず小さな自然破壊を防がなければ止めることはできない。

全国報告

長野

リゾート開発と自然保護運動
長野県自然保護連盟
和田蔵次理事

今日のゴルフ場開発・リゾート開発ブームは突発的に起きたのではなく、戦後日本の「国土開発政策」の歴史的経過とその延長線上にある。「リゾート法(一九八七年)は「四全総」とともに二十一世紀戦略の支柱となる政策で、民間剰余資本の新たなハゲ口として広大な地方山村地帯の開発を法的に保証したものだ。長野県でもゴルフ場開発、リゾート法を背景にした巨大開発計画が各地にあり、連盟では昨年、県内十五団体で「ゴルフ場等開発対策住民運動連絡会」を組織、全県レベルで運動を展開している。自然保護運動は昨年のフナ全国集でも提起したように、全国的な連携のさらなる強化、統一機構の確立を真剣に目指さねばならない。

尾瀬

尾瀬のオーバーユース問題は
日本勤労者山岳連盟
鈴木貴太副理事長

昨年五月に発表された「尾瀬を守る懇話会」の「尾瀬の保護についての提言」以来、尾瀬はオーバーユースと入山規制をめぐり全国の注目を浴びている。懇話会の提言は入山料徴収による入山規制と保護費用の捻出を提起。環境庁も提言に添った方向で動き出しているが、本来、国が負担すべき自然保護のための費用を安易に受益者負担させるのはおかし。環境庁に実態を正しく把握する、現場に実態が見られないのは残念だ。入山料による入山規制でない国民的合意づくりのため、自然保護団体や登山団体、地元自治体などが十分な話し合いを持つべきで、入山料徴収による利用規制は他に手段のない場合に限るべきだ。

水曜日の夜は、事務局会です

事務局会は、これから毎週水曜日夜8時より連合事務所でを行います。

- 会報の編集
- 知床シンポ報告集のテープ起こし、など

多くの方のアイデアと手が必要な時なのです。ご一緒に下さる方、いませんか。

○現在、専従スタッフがおりません。留守番電話にご用件を入れて下さい。

都市の緑を思う

投稿

佐藤 正明

(賛助会員)

少々以前ですが、東京圏のある新興住宅都市の市役所で、土地開発担当部署の方に「み・み・み」と言う言葉を書きました。土地開発の要は、三つの「み」、即ち、道、水、緑だと言うのです。道路、水利(又は水防)は良く分かりますが、緑が同格で加えられたあたりに、土地柄と時代の変遷を思い、単なる語呂合わせとは言え切れない感銘を受けました。ところで、この「緑」が何を意味するのか。受け止めようは、大変な地域差や個人差があるように思います。

ここ二十年程、急激に開発の進行した札幌市ではどうでしょうか。私の住む北区の場合ですと、YS11機が就航していた頃、丘珠空港に着陸態勢に入った飛行機の窓からは、防風林の椅子模様があつたりと見えました。点在する農家や、古く小さい学校の校庭も、すっぽりと木立に囲まれておりました。以来、ダンブで山土を搬入し、ブルで押しまくると言う団地開発が進められた結果、今は、全く見る影もありません。俯瞰すると、一望墓石のように、うさぎ小屋が広がるばかり

です。多分、あの木たちは、伐採もされずに、ブルのキャタピラで埋め込まれてしまったのではないのでしょうか。

マイホームのお庭に、緑を望まない人は、まずいないでしょう。たしかに団地各戸のお庭は、狭いながらも造園の粋を競い、散歩の目を楽しませてくれます。街路樹、公園の植え込みあたりまでは、

おおよその人は、街の緑として必要性を認めているせいか、行政も整備に力を注いでおり、絶対数が少なく、まだ若木ながら、それなりに緑も濃くなって来ております。ところが、農耕地、原野となると、地主の自家菜園用地を除き、入居者のために積極的に残された例はありませんし、木立の森林となりますと、もはや、除去すべき対象でこそあれ、残す事を考えた開発の例は、皆無でありました。僅かに、水筋や急傾斜地などでは、伐採を免れているところがありますが、これは開発不適地として経済的理由で放置されたものでしょう。このように跡付けると、札幌市の場合の開発過程における「緑」の位置付けが見えて来ます。多分、行政を含めた開発者側にとってそれは、街路、公園等の、いわゆる緑化事業であり、入居者側にとっては、せめて庭木の何本かは植えられる宅地面積の確保、というあたりが、一般的な共通認識であり、既存の立木などを可能な限り生かして行くと言う発想は、全く無かったのではないかと思います。

路上ウォッチングと言うテレビを見ました。各分野に専門知識を有するレポーターが、手分けして東京都内を足で見て

歩いて、新発見を紹介するという趣向です。その画面を見て、一つ気が付いた事は、まとまった緑が東京には結構豊富だと言うことです。歴史性の豊富な下町を主とした対象地域の選定にもよるのでしょうが、その歴史性は、神社、仏閣、それに、ほこら、やしらの類いの、倍仰対象によって象徴されている場合が多く、そこでは、例外なく森が形成され、むしろ、その森が、人を引き付ける主体となつています。カメラが歩行速度で移動し、神社の森を後にして、角をまがると、すぐお寺の木立があらわれるといった具合でしたから、相当濃い密度で散在しているものと思われまます。江戸、あるいは、それ以前の永い歴史のなかで、取り壊しや移転の危機も、何度となくあった事でしょうが、めげずに、その信仰対象と周辺の木立を守って来た力は一体何だったのでしょうか。神主さんや、住職さんの居ない例も多い訳ですから、結局、地域住民の一致した愛着心がしからしめたものではないでしょうか。この愛着心は、もはや立派な「文化」と呼べるものだと思います。

相当以前ですが、今は亡き帯広市長が、お城の濠のように二重三重に全市を囲む森林ゾーンの設置を提起した事がありました。それより後、札幌でも市長が、特に市北東部の平坦地域に、高さ三〇層程の山脈状人口築山を築き、長大な森林ゾーンを設置する構想を発表した事がありません。今、それらはどうなっているのか。立ち消えになったのか、若干なりとも実現に向かって前進しているのか、ま

ことに卓見と思われるだけに、実現を見るまで関心を捨てる事は出来ません。ひるがえって、戦後間もなく、札幌市の発展のためには、交通網の整備が重要であり、そのためには都心にある北大植物園が邪魔なので、東西南北に道路を通すべき、という議論が、市議会で、真顔でなされた事があつたそうです。今昔の感しきりです。

なぜ、人間は、生活の場に緑が必要なのか。水源かん養、情操的景観、空気の浄化、気温調節、騒音防止、児童の自然教育等々、科学的と称する個別の議論は多くなされています。一々尤もであり、例えば行政の立場で開発業者などを指導するためには、どうしても構えなければならぬ理論武装でしょう。だが、そこに住む住民の立場としては、あえて難しい議論に深入りしなくても、ただ緑がもっと欲しい、折角ある緑を殺さないで、と言う主張だけで事足りるのではないのでしょうか。なぜならば、人間も自然に生を受けているものである限り、緑に対して持つ限らない心情は、人類が信仰を持つ以前からの、根強い本性によるものだと思いますし、それは、又、核兵器に対して万人がいだく本能的な恐れと、同じ感性によるものだと思うからです。

日高横断道路の現状

第6回日高自然セミナーより

さる九月九日から十日、道央地区勤労者山岳連盟と北海道自然保護連合の共催で「第六回日高自然セミナー」が行われました。九日は札内川をつめ、札内川ダム工事の状況と日高中央横断道路（道々静内中札内線）の工事の進行状況、工法などを見学し、戸蔭別川上流にある日高小屋で泊りました。十日は小雨の中、十勝幌尻岳（一、八四五m）登山にいどみました。

さる九月九日から十日、道央地区勤労者山岳連盟と北海道自然保護連合の共催で「第六回日高自然セミナー」が行われました。九日は札内川をつめ、札内川ダム工事の状況と日高中央横断道路（道々静内中札内線）の工事の進行状況、工法などを見学し、戸蔭別川上流にある日高小屋で泊りました。十日は小雨の中、十勝幌尻岳（一、八四五m）登山にいどみました。

によく使用されている札内川ですが、「札内川ダム」の

工事により川そのものが大きく姿を変えています。また日高横断道路が当初予定とは異なり、

ダム建設のために山の中腹を通る形となり、トンネル・橋が非常に多く造られるようになって

います。

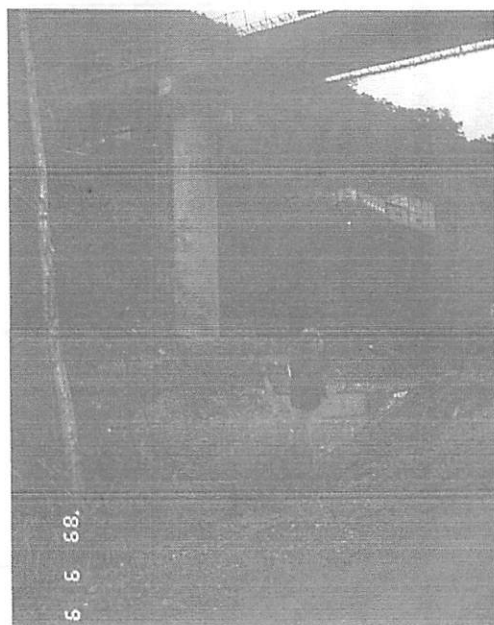
ところで、今回見学した部分は道が工事を受け持っています。いったい何年計画で工事をす

るつもりなのか、道庁の担当者（土木部道路課）に聞いたところ「開発庁が

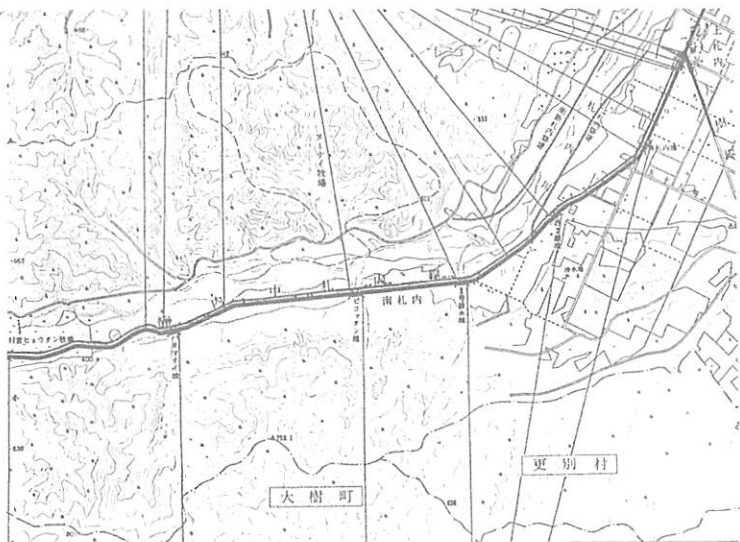
担当している中央部分の開通時期にあわせて工事をしてるので、何年かかるかは判りません」という回答でした。予算も一年毎につくということなので、道の担当部分を道が主体的に計画を立てて工事を進めることは無いようです。なんか人をくった話ですね。開発庁の判断によっては、もしかしたらムダになるかも知れない工事を道民の税金で行っているのですから。

それでは参加者の感想です。

○日高と十勝を結ぶ道路をなぞつくら



つけかえ道路の巨大の橋



なければならぬのか、疑問。大資本の力のものすごさを痛感。

○すごく不自然な感じでした。

○大がかりな道路工事・ダム工事に「こんな奥地まで」と驚きと、その裏工作に腹立たしく思いました。

○自然保護の立場では必要ないと思いますが、他面では、と言われますとなんととも言えません。

企画そのものの感想については、企画の継続の必要性を訴えるもの、幅広い年令層から参加が可能なものという要望が見ら



札内川ダム

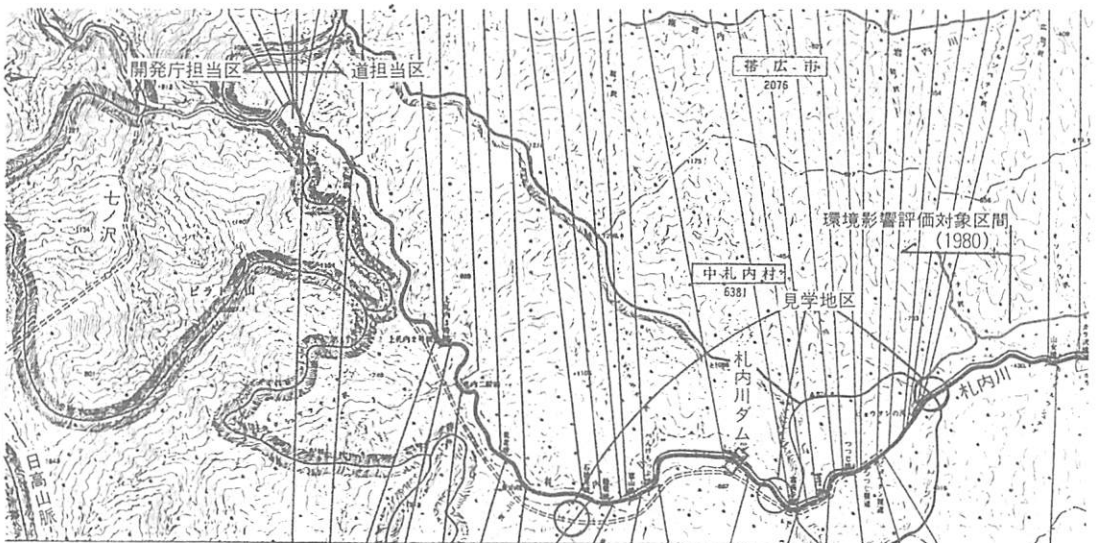
れる中で、運動としての形がはっきりしないことが指摘され、ハッとしました。かつては新聞に意見広告を掲載し、連合の目玉となった運動なのですが、現在横断道への運動は「日高自然セミナー」が唯一のものとなっています。従来の運動の論点は、自然破壊のひどさと経済



意見広告(朝日新聞一九八五年四月十日)

効果への疑問にあったのですが、もっと根本的にひとりひとりの問題として捉えると、税金の使われ方として適切かどうかという話になります。自然の破壊し当然非難されるべき事ですが、自分の手で支払った税金自体が道路工事に使われ、札内川をメチャメチャにしているという事実、このことにもっと注目しても良いのではないのでしょうか。

(事務局)



動きだした「ヒューマン・グリーン・プラン」

北海道の森林行政 その②

ヤマハなどの第三セクター「赤井川森林レクリエーション開発公社」によるリゾート開発の起工式が九月十八日に現地で催された（着工は七月）。この模様は新聞などで伝えられたが、このリゾート開発が他の計画とは異なった意味を持つことには触れられなかったようである。実はこの「赤井川リゾート」は、八七年に林野庁が打出した「ヒューマン・グリーン・プラン」の具体化なのである。

○「ヒューマン・グリーン・プラン」とは

「ヒューマン・グリーン・プラン」とは国有林を民間団体や第三セクターなどに貸しつけ、森林の中でのレクリエーション施設をつくり、イベントなどを開いて自然に親しむ場を提供するというものである。国有林の貸しつけにより林野庁には土地使用料という形の収入が得られ、都会の人間には自然に接する機会が与えられるということになる。この「プラン」は「森林空間総合利用地域」を指定し、施設を整備することにより具体化される。現在、具体化された（つまり「森林空間総合利用地域」に指定された）地域は全国で八カ所あり、北海道では赤井川村の余市営林署管内の国有林が唯一のものである。指定を受けた国有林は二、四六五畝に

なり、計画によるとスキー場・スノーモビル場・アーチェリー場などのスポーツ施設、野草園などの教養文化施設、その他多数の施設が整備される。注目しなければならないのは、スキー場造成に伴い一三畝の保安林解除が申請され、この九月十四日に認可された（保安林解除には知事と農林水産大臣の両方の許しが必要）。また、ほとんどの事業は第三セクターが行うのに対し、アクセス道路、浄化槽施設、井戸は赤井川

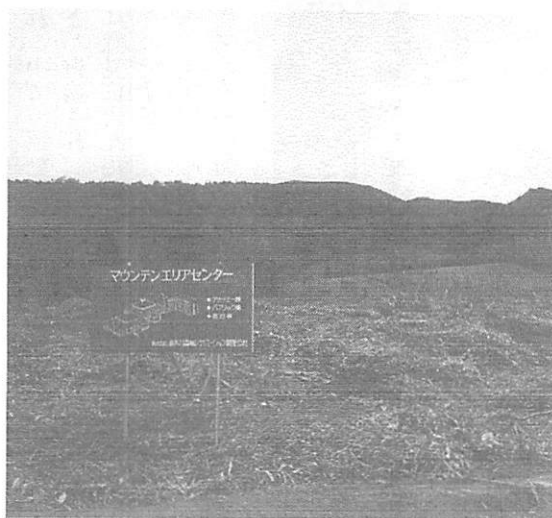
村が実施主体となる。村の税金がリゾート地の上下水道のために使われるのである。

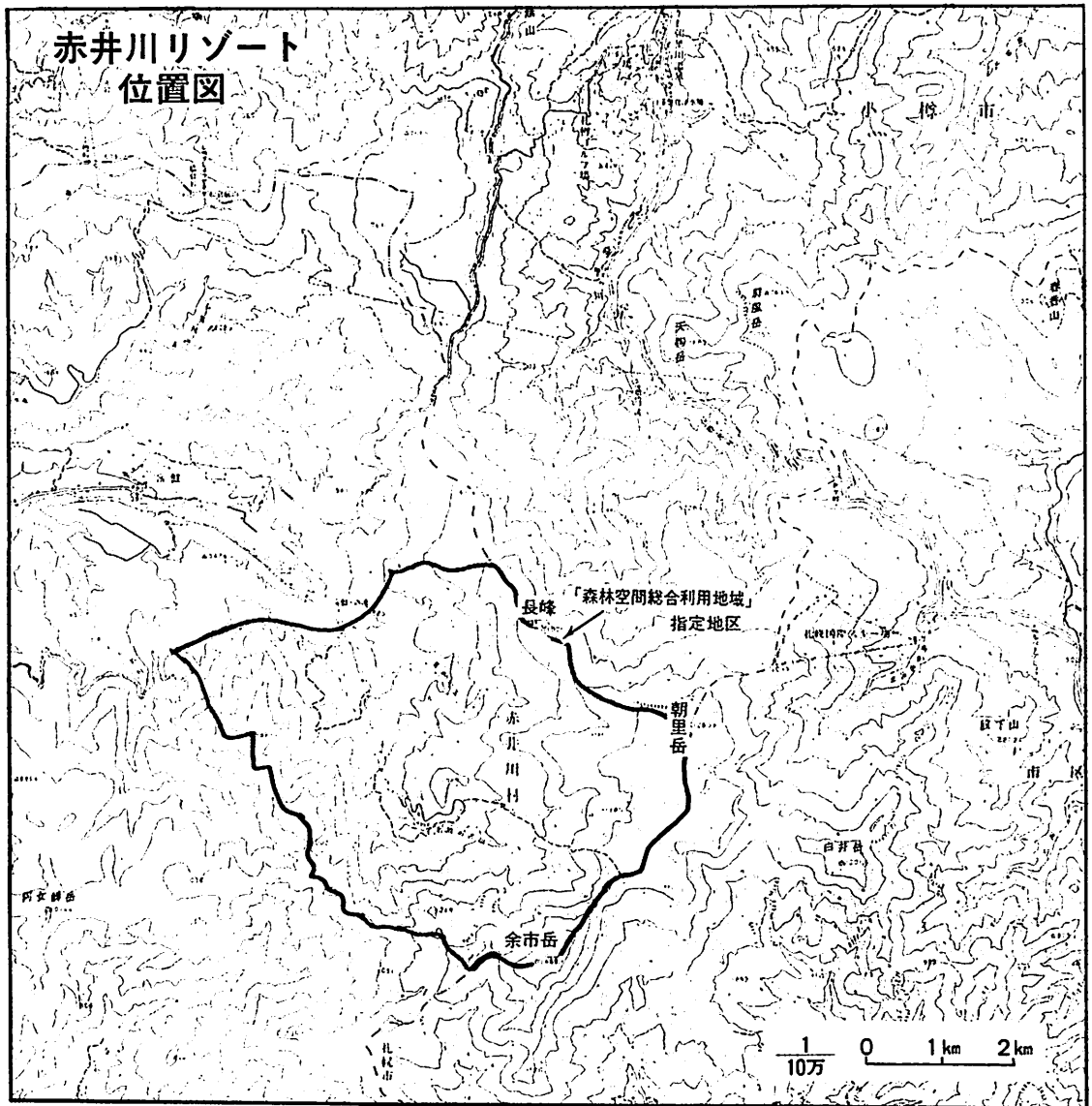
○またも登場「審議会」

ところで、この地を「森林空間総合利用地域」（判りにくい名前だ）に指定したのは北海道営林局長であるが、この過程において年二回常会が持たれる「国有林野管理審議会」で八八年十月二十八日に諮問審議された。この審議会は国有林野の貸しつけや払い下げの問題を扱う。委員のなかに自然保護団体からの代表や教育関係者が加わっていないのは当然かも知れない。経済界だけの構成の審議会で森の問題が話し合われ、方針が決定されることは「おかしい」と思うが。この審議会でのゴーサインの後、赤井川村長の合意を得たという。審議会のゴーサイン、村長の合意、道のアクセスのクリアこの三者をもって「ある程度の利用をはかる地域としてのコンセンサスがとれている」との判断が下され「森林空間総合利用地域」の指定となったわけである。

林野庁の通達、経済界からなる審議会、そして地元村長、この三者の意志により着工されたリゾート開発。中止を訴えたとすればどこにぶつけば良いのだろうか。

（事務局 宇仁義和）





国有林野管理審議会 1988年10月28日の時点

氏名	役職 (通達によりほぼこれに定まっている)	谷口 信一	北海道大学名誉教授
今井 道雄	前商工会議所連合会会頭	浜野 芳幸	農林漁業金融公庫北海道支店長
高向 巖	日本銀行札幌支店長	秋山 喜代	㈱秋山愛生館代表取締役社長
津川 直一	北海道農業会議会長	横路 孝弘	北海道知事
梅田 善則	北海道森林組合連合会会長	板垣 武四	北海道市長会会長
遊左 孝五	酪農学園長	浜口 光輝	北海道町村会会長
田口 豊	森林総合研究所北海道支所長	山口 厚生	北海道財務局長
権瓶 泰昭	北海道新聞社監査役	阿部毅一郎	札幌通商産業局長
池田 弘	農林水産省北海道農業試験場長	大窪 敏夫	北海道開発局長
松原 歳春	北海道農業協同組合中央会副会長		
沢田 秀邦	北海道林業会館顧問		
中野 正彦	北海道国土緑化推進委員会理事長		

現時点での変更点は今井道雄氏が鈴木茂氏に変わったこと、沢田秀邦氏の役職が国土緑化推進委員会副理事長になったことです。

「異議意見書」提出についての訴え

室蘭岳の自然を守る会

に出た事は許し難いと思えます。今後、守る会としては、吾々の理念を広く市民に理解してもらおう運動を強めると同時に、林野庁に対しても最後まで水源かん養保安林保全のための運動を進めて行く方針であります。

今、ここに、全道全国の自然保護

運動の諸団体、及び個人の皆様に訴えます。守る会として今、若し行政が、水源かん養保安林指定解除申請に意見書を提出したならば、吾々も異議意見書を提出して抵抗する用意をして居ります。一人でも多くの異議意見書を集めて戴きたいと、重ねて訴えます。

○美瑛富士スキー場計画地視察会
十月二十一、二十二日、大雪山国立公園・十勝岳山系の美瑛富士一、八八一mでスキー場計画地の視察会が「大雪と石狩の自然を守る会」の主催により開かれ、全道から二十三人が参加しました。計画地はアカエゾマツの純林となっており、中には一m近くの大木も見うけられました。



市街地より室蘭岳を望む

去る八月三十一日、室蘭市は、市議会建設常任委員会に於てかねてから私供「室蘭岳の自然を守る会」と話し合い継続中の、「むろらん高原・だんパラスキー場」二期工事について、一方的に話し合って打ち切り、林野庁に対し、水源かん養保安林指定解除申請に踏み切る事を言明しました。

従来、守る会は、環境影響調査の全文公開と、行政の責任で通年の再調査を求めて来ましたが、これに対し何らの誠意ある回答もせず上記の挙

要 望 書

林野庁

函館営林支局長 殿

北海道自然保護連合

室蘭岳の自然を守る会

室蘭岳スキー場拡張計画に伴う水源かん養保安林指定解除をされないことをお願い

1989年9月6日

室蘭市並びに室蘭リゾート開発株式会社が進めている室蘭岳スキー場拡張計画につきましては、地域住民は勿論のこと多くの道民から、水源かん養保安林指定解除に向けたこれまでの環境調査、住民に対する説明等、開発姿勢に多くの疑問を呈示されていることは、貴職もご高承のことと存じます。

残念ながら今日に至るまで、室蘭市並びに室蘭リゾート開発株式会社は、保安林指定解除による様々な影響を予測し適切な対策を講ずるための十分な環境調査、調査結果の詳細な説明、住民の不安除去に向けた適切な措置を講じておりません。

当会では、あらためて室蘭市長に対し別紙のとおり要望書を提出し、住民の不安を解消し保安林解除をめぐる住民の的確な合意形成がなされるよう、誠意をもって話し合いに臨まれることをお願いしてまいりました。しかしながら室蘭市長は、住民の要望に応えることなく保安林解除に向けた姿勢を明らかにしております。もしこのような状況の中で保安林指定解除がなされるならば、これによって失われる利益、住民の不安は計り知れず、また保安林制度の根幹を損なう開発姿勢として国民全体に不信感を助長する結果となるものであり、地域住民として反対せざるを得ません。

つきましては、日頃保安林制度の維持に大きな使命感を抱き日夜ご尽力戴いている貴職より、関係諸機関に対し、地域住民が的確な合意を形成するため当会の要望に応えるよう、また合意が形成されない以上保安林指定解除申請はなさないよう、ご賢明なご指導をされたく、更にまた申請がなされた場合には、当連合、当会を含む多くの国民の期待に沿うご賢明な判断を下されますようお願い申し上げます。

以上



視察会を行うメンバー

なおスキー場計画は美瑛町や国土計画などを中心とする「ジャパンヘルシーゾーン」計画の一環で、リゾート法適用を受けた「富良野・大雪リゾート構想」に含まれています。

インフォメーション

○夕張岳シンボ開催

夕張岳にスキー場造成の計画が国土計画により発表されました(「北の自然」40号)が、これを機会に「あすの夕張を考えるシンポジウム」が開催されることになりました。
 期日 一二月二日(土)三日(日)
 会場 夕張市ファミリースタール
 ふれあい

費用 一般参加費 一、〇〇〇円
 中高生三〇〇円

宿泊費 五、七〇〇円(二食、交流会費含む)

昼食費 (二日目)六七〇円

講演 「森との楽しい想い」(仮題)

北大苫小牧演習林長 石城謙吉

シンポジウム 「あすの夕張岳の自然のあり方 住む人にとって、住みがいのある地域づくりとは」

スライド会 梅沢 俊(植物写真家)

問い合わせ・申し込み先
 〒088-04 夕張市鹿谷東丘三番地

夕張岳シンボ実行委員会事務局
 水尾君尾方

☎〇一二三五―二一三三〇六

郵便振替 小樽一―一九七四〇

会報・寄贈図書

○「NCHOKKAIDO」No.67・68

〒080札幌市中央区北3西11
 加森ビル5 6F

北海道自然保護協会

○「自然観察会 会報」No.94

東京都新宿区四谷2―4
 大久保誠一方

自然観察会

○「JATANNEWS」No.7・号外

〒150渋谷区桜丘9―17
 親和ビル501

熱帯林行動ネットワーク

○「くらしを洗う」No.5・6

〒060札幌市中央区北4西12
 ほくろうビル1F

くらしを洗う/さっぽろ市民連絡会

○「会報」No.49

〒042函館市榎本町1―17
 宗像英雄方

北海道自然保護協会

○「GREENPEACE」No.6・8

〒170東京都豊島区東池袋1―31

12―302

グリーンピース日本連絡事務所

○「都市と自然」No.160・161・162・163

〒531大阪市北区豊崎2丁目4―5
 岸本ビル2F

大阪自然環境保全協会

○「日本ナショナルトラスト報」

No.244・245・246
 〒100東京都千代田区丸の内2―4―1

丸ビル336

助観光資源保護財団

○「SOS」No.105・106

〒517三重県鳥羽市浦村町大吉17
 31―11

SOS運動本部 海の博物館

○「石川の自然」No.110・111

〒921金沢市三馬1―14
 荒木孝三方

石川県自然保護協会

○「出羽三山の自然を守る会だより」No.95

〒997鶴岡市本町2丁目10―9
 鈴木方

出羽三山の自然を守る会

○「葛根田原生林からの通信」No.247

〒020盛岡市梨木町4―30
 白藤方

八幡平の葛根田ブナ原生林を守る会

○「みどりの新聞」No.74

〒113東京都文京区本駒込1―20
 17
 日本みどりの連合

○「住民会議ニュース」No.33

〒001札幌市北区北18条西5丁目
 ミニコミ喫茶ひらひら気付

反核・反原発全道住民会議

○「第19回全国自然保護大会資料」

〒114東京都北区王子本町1―25
 122
 全国自然保護連合事務局

○「知床の自然と住民生活」

〒603京都市北区紫野北花ノ坊町96
 仏教大学満田研究室

寄付金

十勝自然保護協会

四八、二〇〇円

五味義明 三、〇〇〇円

日高自然セミナー参加者より 七〇〇円

神田文人 三、〇〇〇円

- 7月11日 ○シンボニュース№7 発送
- 通信89-4 発送
- 札幌市中央図書館に会報寄贈
- 7月14日 ○「知床生態系保護地域設定委員会の構成についての要請」を北海道営林局長にあて発送
- シンボあいさつ依頼状発送(道、斜里町)
- 第7回知床シンボ実行委員会(札幌・東区民センター)
- 7月19日 ○通信89-5 発送
- 7月29日 ○第8回知床シンボ実行委員会(連合事務所)
- 8月1日 ○「北の自然」№41 発送
- 8月5日 ○第9回知床シンボ実行委員会(連合事務所)
- 8月7日 ○シンボ資料集完成
- 8月9日 ○シンボ現地打合せ(斜里町)
- 8月11日 ○知床全国シンポジウム(斜里町公民館)
- 8月12日
- 8月13日
- 8月23日 ○知床シンボ事務局会(連合事務所)
- 8月24日 ○「日高自然セミナー」打合せ(連合事務所)
- 8月29日 ○「日高自然セミナー」記者会見(道政記者クラブ)
- 9月2日 ○第2回代表者会議:シンボ総括(札幌・東区民センター)
- 9月3日
- 9月4日 ○「日高自然セミナー」ミーティング(札幌・市民会館)
- 9月7日 ○通信89-7 発送
- 9月8日 ○シンボ御礼状発送
- 9月9日 ○第6回「日高自然セミナー」(横断道視察・十勝幌尻岳登山)
- 9月10日
- 9月19日 ○「日高自然セミナー」反省会(労山事務所)

編集後記

○見事に会報が遅れてしまいました。申し分ありません。今回は内容がシンボ特集となった分、他の記事をカットしました。

○白旗山スキークースも着工され、これには市民税も使われます。この例に限らず、自分達の税金が納得出来ない形で使われることが数多くあり、観光道路や過度の河川改修などもそのひとつです。けれども、正面切って異議を申し立てたことは、私はありません。学生ということもあり、税金・その用途について無関心・無自覚で居ました。恥しいことだと思っています。

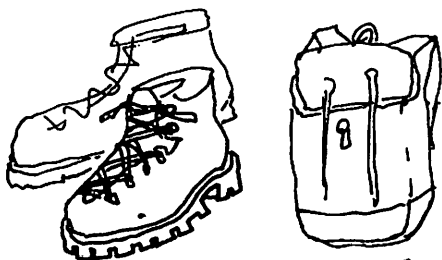
○ODAが取りざたされていますが、身近な所にも同じ構造、同じ心理が潜んでいます。

○これから毎水曜日夜8時から事務局会を開きます。ほんのついででいいんです、一度よってみてください。

(宇仁)

一九八九年十一月五日
 発行所 北海道自然保護連合
 編集者 稲田 孝治
 表紙 宇仁 義和
 札幌市東区北二十条東一丁目
 前田ビル二〇三号
 電話(札幌) 七四二一三一六一
 振替口座 小樽 一四〇七一
 賛助会員年間
 一口 三、〇〇〇円

北の自然隔月発行
 印刷 北海道機関紙印刷所



登山
 キャンピング
 カヌー
 アウトドア用品

北海道、山、店 秀岳荘

営業時間/AM10:00~PM7:00 定休日/毎週月曜日

札幌本店 札幌市北区北12条西3丁目 ☎(011)726-1235
 旭川店 旭川市7条8丁目左2号 ☎(0166)23-3416
 (専用駐車場完備)